

水産資源管理談話会報

第26号

日本鯨類研究所 資源管理研究センター

2002年5月

目次

お知らせ 2
日中・日韓漁業協定の概要と今後の対応	鈴木真太郎..... 3
取締状況と海域利用の変化	古屋 廣一.....15

財団法人 日本鯨類研究所
資源管理研究センター

〒104-0055 東京都中央区豊海町 4-5 豊海振興ビル

TEL 03-3536-6521

FAX 03-3536-6522

お知らせ

大変遅れましたが水産資源管理談話会報 26 号お届けします。本号は、平成 12 年 7 月 27 日に開催された第 34 回談話会における鈴木真太郎氏による話題提供「日中・日韓漁業協定の概要と今後の対応」、および古屋廣一氏による話題提供「取締状況と海域利用の変化」の記録です。活発な討論が行われ、興味ある話題提供でした。

第 40 回資源管理談話会は 6 月か 7 月に開催する予定です。

なお、水産資源管理談話会報では水産資源管理に関する一般的な投稿も受け付けていますので、奮って投稿してください。

(北原 武)

漁場資源課 鈴木
平成12年7月27日

「日中・日韓漁業協定の概要と今後の対応」

はじめに

1. 日中・日韓漁業協定交渉等の主要経過
2. 日中・日韓漁業協定の基本的仕組み
基本的仕組み、関係水域図
3. 日中・日韓漁業協定に基づく操業条件等
4. 科学的な枠組み及び今後の対応
 - (1) 旧協定下での枠組みと対応
 - (2) 新協定下での枠組みと現状
 - (3) 今後の対応と問題点

おわりに

日中・日韓漁業協定交渉等の主要経過

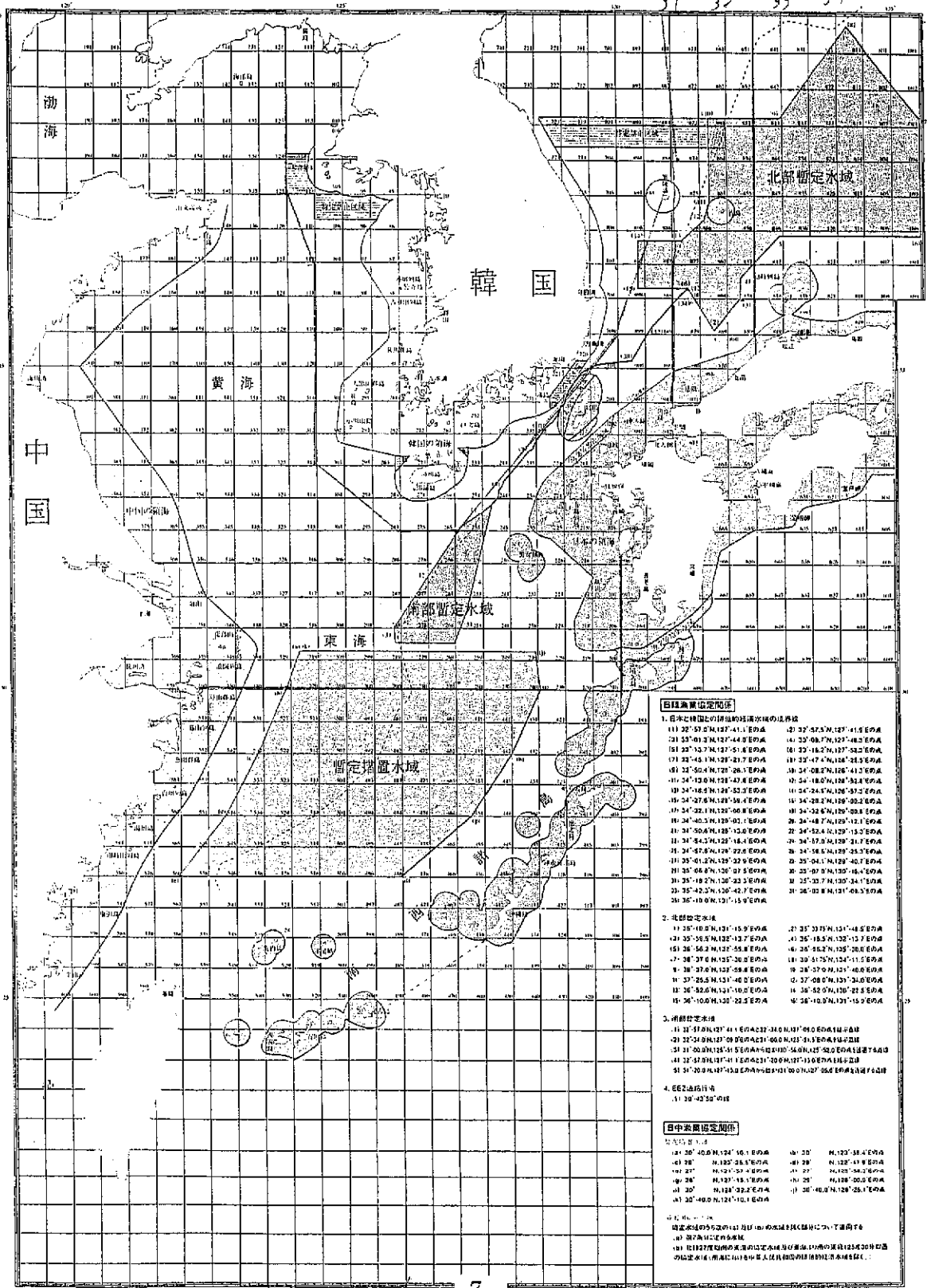
1965年（昭和40年）	日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定 締結
1975年（昭和50年）	日本国と中華人民共和国の間の漁業に関する協定 締結
1976年（昭和51年）	米国、カナダ、ソ連等が200海里水域を設定 漁業水域に関する暫定措置法施行（韓国、中国については適用除外）
1996年（平成8年）	日本、韓国、中国は、国連海洋法条約を批准 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律等水産4法 施行（7月）
1997年（平成9年）	漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定署名（11月）
1998年（平成10年）	漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定 署名（11月）
1999年（平成11年）	漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定発効（2月） 第1回日韓漁業共同委員会（7月） 第2回日韓漁業共同委員会（12月）
2000年（平成12年）	漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定発効（6月） 第1回日中漁業共同委員会（6月）

日中・日韓漁業協定の基本的仕組み

事項	日韓漁業協定	日中漁業協定
協定水域	日本国及び大韓民国の排他的経済水域（第1条）	日本国及び中華人民共和国の排他的経済水域（第1条）
操業条件等の決定	自国の排他的経済水域における相手国の漁獲割当等の操業条件を毎年決定（第3条） 日韓漁業委員会共同委員会の協議結果を尊重（第3条）	同左（第3条）
漁業に関する主権的権利を行使する水域	日本海の一部に設定する線及び暫定水域より自国の側の協定水域（第7条、付属書II）	協定水域のうち暫定措置水域及び北緯27度以南水域をのぞく水域（第6条）
相互入り会い措置をとらない水域	協定水域のうち日本海の一部及び東シナ海の協定水域の一部に設定する水域（第8条）	協定水域のうち暫定措置水域及び北緯27度以南水域をのぞく水域（第6条）
相互入り会い措置をとらない水域における資源管理措置	各締約国は、共同委員会の勧告を尊重し、各締約国は、共同委員会の勧告を遵守する（第10条） 各締約国は、共同委員会の勧告を遵守し、各締約国は、共同委員会の勧告を遵守する（第10条）	各締約国は、共同委員会の勧告を遵守し、各締約国は、共同委員会の勧告を遵守する（第7条） 各締約国は、共同委員会の勧告を遵守し、各締約国は、共同委員会の勧告を遵守する（第7条）
資源管理についての協力	協定水域における海洋生物資源の合理的な管理、最良利用に関する協力、海洋生物資源の統計学的情報及び協同協力による海洋生物資源の統計学的情報及び水産業資源交換を含む（第10条）	漁業に関する科学的協力の研究及び海洋生物資源の保存のために協力を（第10条）

事項	日韓漁業協定	日中漁業協定
漁業共同委員会	<p>日韓漁業共同委員会及び必要に応じて専門家の共同下部機構を設け、締結結果を締約国に報告する。他の資源分野における海洋生物資源の保存管理（第12条）</p>	<p>日中漁業共同委員会を設け、締結結果を締約国に報告する。他の資源分野における海洋生物資源の保存管理（第12条）</p>
協定の発効と終了	<p>批准書の交換から3年間。その後自動延長（第16条）</p>	<p>発効後5年間。その後自動延長（第14条）</p>
その他	<p>日本側水域における韓国に対する漁獲割当量（漁獲割当に関する韓国から割当する日本側に対する漁獲割当量と同等）</p>	<p>東海活漁水域の北側の境界線は、現行の漁業措置を尊重（合意議事録）</p> <p>中国イカ釣りの実態（交換協定発効後5年間の一定の配慮を行う）</p>

日韓・日中漁業協定概念図



日韓漁業協定関係

1. 日本と韓国との排他的経済水域の境界線

11) 32°57'0"N, 127°41.1'Eの点	12) 32°57'0"N, 127°41.5'Eの点
13) 35°01'3"N, 127°44.8'Eの点	14) 32°08'7"N, 127°48.2'Eの点
15) 37°53'7"N, 127°51.8'Eの点	16) 37°16'2"N, 127°52.5'Eの点
17) 32°45'4"N, 128°21.7'Eの点	18) 32°47'7"N, 128°21.5'Eの点
19) 32°50'4"N, 128°26.5'Eの点	19) 34°08'0"N, 128°41.5'Eの点
11) 34°43'0"N, 128°47.8'Eの点	11) 34°18'0"N, 128°51.8'Eの点
13) 34°48'8"N, 128°52.5'Eの点	11) 34°24'4"N, 129°07.2'Eの点
15) 34°57'6"N, 129°08.4'Eの点	15) 34°28'2"N, 129°02.2'Eの点
17) 34°52'1"N, 129°06.5'Eの点	17) 34°52'0"N, 129°08.1'Eの点
19) 34°40'5"N, 129°00.1'Eの点	20) 34°48'7"N, 129°12.1'Eの点
11) 34°50'8"N, 129°15.0'Eの点	22) 34°52.8"N, 129°15.5'Eの点
11) 34°54'3"N, 129°18.4'Eの点	24) 34°57.8"N, 129°21.7'Eの点
13) 34°57'8"N, 129°22.6'Eの点	26) 34°58.5"N, 129°25.7'Eの点
15) 34°51'2"N, 129°22.9'Eの点	28) 35°04.1"N, 129°40.7'Eの点
17) 35°08'8"N, 129°07.5'Eの点	30) 35°07'0"N, 129°16.4'Eの点
19) 35°18'2"N, 129°23.3'Eの点	31) 35°03'7"N, 129°34.1'Eの点
21) 35°42'2"N, 129°42.7'Eの点	31) 36°02'8"N, 129°08.5'Eの点
23) 35°48'0"N, 129°15.0'Eの点	

2. 北部暫定水域

1) 32°40'0"N, 127°15.0'Eの点	2) 37°33'0"N, 131°44.5'Eの点
3) 35°51.8"N, 127°13.7'Eの点	4) 35°18.5"N, 127°17.7'Eの点
5) 36°56.3"N, 127°55.8'Eの点	6) 34°56.2"N, 128°20.6'Eの点
7) 38°37.6"E, 128°30.8'Eの点	8) 38°51.7"N, 128°11.5'Eの点
9) 38°37.6"N, 128°58.8'Eの点	10) 38°57.0"N, 127°40.0'Eの点
11) 37°25.5"N, 131°40.0'Eの点	12) 37°08'0"N, 131°34.0'Eの点
13) 38°52.0"N, 131°10.0'Eの点	14) 38°52.0"N, 131°21.5'Eの点
15) 38°10.0"N, 130°22.5'Eの点	16) 38°10.0"N, 131°10.0'Eの点

3. 南部暫定水域

1) 37°57'0"N, 127°44.1'Eと42°37'33.0"N, 127°06.0'Eの間の直線
2) 32°54'0"N, 127°06.0'Eと31°00.0"N, 127°06.0'Eの間の直線
3) 31°00.0"N, 127°06.0'Eと30°00.0"E, 127°06.0"Eの間の直線
4) 32°57'0"N, 127°44.1'Eと31°00.0"E, 127°06.0"Eの間の直線
5) 31°00.0"N, 127°06.0'Eと30°00.0"E, 127°06.0"Eの間の直線

4. 仮設漁協行号

1) 39°42'30"Eの線

日中漁業協定関係

2. 暫定措置水域

1) 32°40'0"N, 127°15.0'Eの点	4) 32°40'0"N, 127°15.0'Eの点
2) 35°51.8"N, 127°13.7'Eの点	5) 37°33'0"N, 131°44.5'Eの点
3) 36°56.3"N, 127°55.8'Eの点	6) 34°56.2"N, 128°20.6'Eの点
4) 38°37.6"E, 128°30.8'Eの点	7) 38°51.7"N, 128°11.5'Eの点
5) 38°37.6"N, 128°58.8'Eの点	8) 38°57.0"N, 127°40.0'Eの点
6) 37°25.5"N, 131°40.0'Eの点	9) 37°08'0"N, 131°34.0'Eの点
7) 38°52.0"N, 131°10.0'Eの点	10) 38°52.0"N, 131°21.5'Eの点
8) 38°10.0"N, 130°22.5'Eの点	11) 38°10.0"N, 131°10.0'Eの点

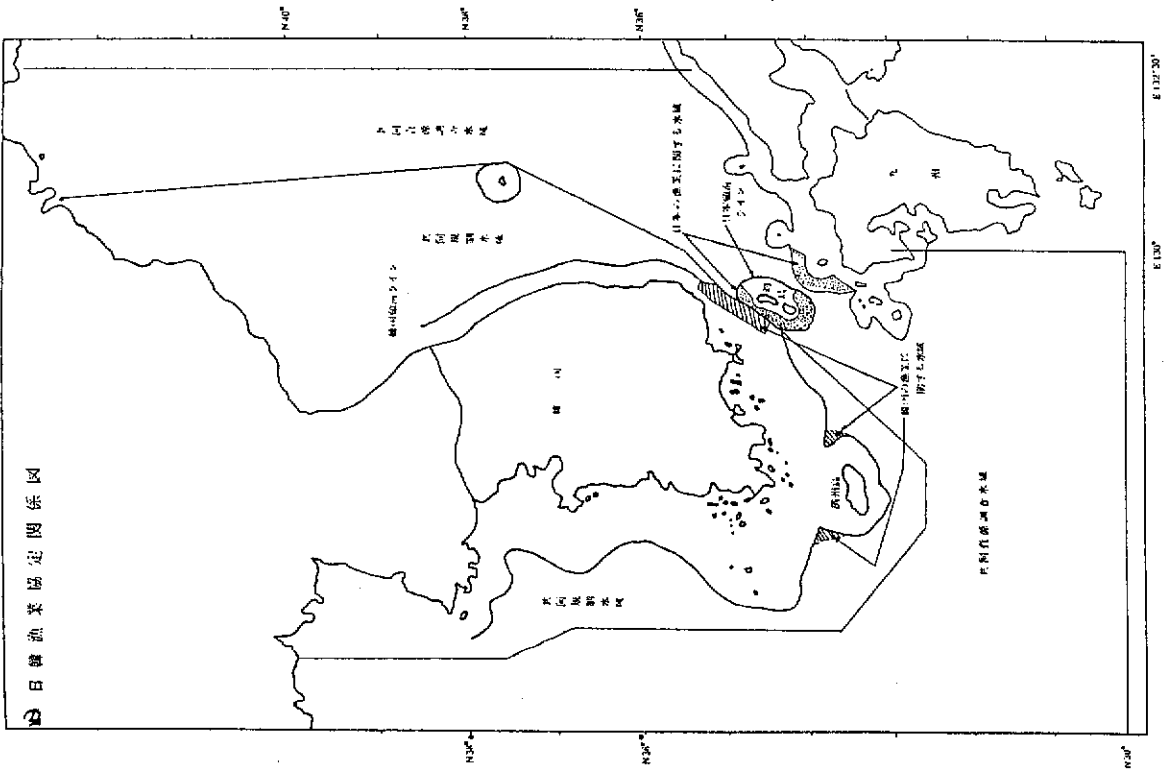
3. 協定区域の境界線

協定区域の境界線は(1)と(2)の境界線に(3)から(5)までを、(6)と(7)を(1)に定むる。

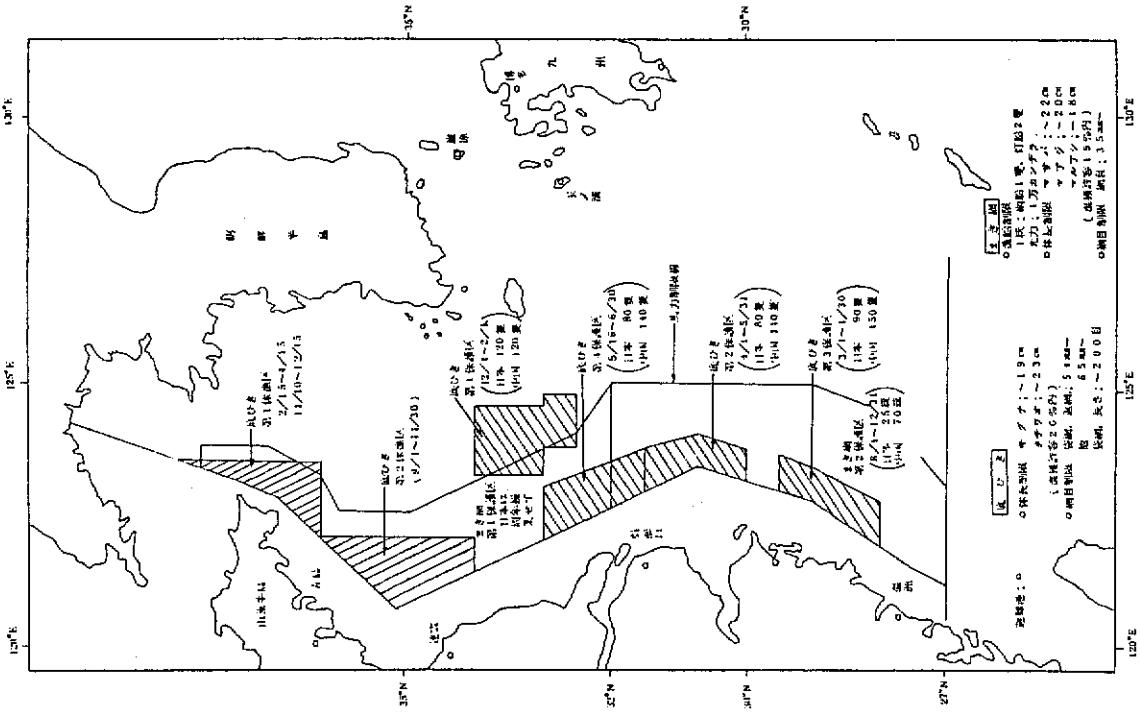
4. 暫定措置水域の東端は協定水域の東端の東経135度30分以西の緯度16度(南緯)にあり、南緯16度の緯度線にあり、東経135度の東端は(1)に定むる。

(注) これは概念図であり、使用の際はご注意ください。平成11年5月九州漁業調整事務所作成

日韓漁業協定関係図



日中漁業協定関係図



I. 日韓漁業協定に基づく両国の排他的経済水域における漁獲割当等（1999年～2000年）

	我が国EZ内の韓国漁船に対する漁獲割当等		韓国EZ内の日本漁船に対する漁獲割当等	
	1999年	2000年	1999年	2000年
漁獲割当量 (漁獲実績)	148,218トン	125,197トン	93,772.5トン	93,772.5トン
許可隻数	1,724隻	1,664隻	1,601隻	1601隻
	北海道トロール*、サンマ棒受網、刺し網、アナゴ筒、パイかご、その他かご、イ大型トロール、中型機船底引き網、巻網、延縄、一本釣り、フグ釣り、タチウオ釣り、遠洋イカ釣り*		沖合底引き網、以西底引き網、大中巻き網、イカ釣り、延縄、引き縄、カツオー一本釣り、一本突棒、シイラ漬け、ごち網、固定式刺し網	

(注) *北海道トロールは1999年のみ、遠洋イカ釣りは2000年のみ。

II. 暫定水域（協定第9条1及び2に定める水域）における資源の保存管理措置

第1回日韓漁業共同委員会（平成11年7月）

具体的合意に至らず、引続き協議することとされた。

第2回日韓漁業共同委員会（平成11年12月）

下記について合意。

- (1) 双方が、それぞれの国内法令に基づき、ズワイガニの体長制限及び採捕禁止期間の設定を実施する。
- (2) 双方は、両国の関心魚種についてそれぞれ科学調査を推進し、その結果により必要な事項を検討する。
- (3) 民間漁業者団体間の協議の推進に協力する。

日中漁業協定に基づく両国の排他的経済水域における2000年の漁獲割当等

	我が国の水域における中国漁船の漁獲割当量等	中国水域における日本漁船の漁獲割当量等
漁獲割当量	70,000トン 内、底引き網 10,000トン イカ釣り 60,000トン	70,800トン 内、まき網 63,000トン 底引き網 3,500トン等
許可隻数	1,158隻 内、底引き網 800隻 イカ釣り 358隻	710隻 内、まき網 271隻 底引き網 42隻等
漁業種類	底引き網、イカ釣り	底引き網、まき網、延縄、引き縄、釣り、マグロ延縄

(注) 暫定措置水域における資源の保存管理措置については、第1回日中漁業共同委員会(平成12年6月)において具体的合意に至らず、引続き協議することとされた。

旧日中・日韓漁業協定下での科学的枠組みと対応の概要

事項	旧日韓漁業協定	旧日中漁業協定
協定の関連条項	<p>共同規制水域の外側に共同資源調査水域を設置 同水域内で行われる調査について共同委員会の勧告に基 づき両国間で決定（協定第5条）</p> <p>両国が共通の関心を有する水域における資源研究のため の科学的調査及び調査研究の結果に基づきとらられるべき 共同規制水域内の規制措置について締約国に勧告（第7 条1）</p>	<p>漁業に関する資料を交換し、及び協定水域における漁業資 源の状態につき検討（協定第6条4）</p>
漁業共同委員会	<p>漁業資源小委員会 （1）設置根拠 共同委員会手続き規則（1966） （2）任務 漁業資源に関する調査研究その他付託事項 を審議し共同委員会に報告または勧告 （3）協議事項 漁業資源専門家会議の採択及び 資源評価に基づく資源管理の方策の検討</p> <p>漁業資源専門家会議 （1）設置根拠 共同委員会の決定に基づき1968年 より定期的に開催 （2）出席者 西海区水研、水産庁資源課他 （3）協議内容 漁業種別漁獲データ、努力量 協定水域における漁業種別漁獲データ、努力量 統計、生物統計、海洋環境データの交換（資料の 内容について共同委員会決定） 主要魚種について漁獲量、密度指数等により資源 動向を検討 漁業資源小委員会への報告案の作成</p>	<p>共同委員会 共同委員会本会議の議題として東海、黄海の主要魚種の 資源状態について検討</p> <p>共同委員会資源小グループ （1）設置根拠 手続き規則上の規定はなく共同委員会で の合意に基き西海区水研、水産庁資源課他 （2）出席者 西海区水研、水産庁資源課等 （3）協議内容 主要魚種の漁獲量等の統計交換及び研究 者交流に関する意見交換を行う</p>
統計交換	<p>共同委員会で合意された資料を毎年韓国国立水産振興院 と交換</p>	<p>上記共同委員会での交換のみ</p>

共同資源調査	調査船による共同資源調査は実施されていない。 (なお協定の枠外で、日韓漁業実務者協議の合意に基づき、1995年、山陰北陸、北海道沖で共同調査船調査を実施)	1990年の共同委員会での合意により1991年に海邦丸による底魚共同調査を実施
科学シンポジウム等	—	1990年の共同委員会での合意により1992年以降陸上での研究者交流を定例的に実施 参加者 日本側 西海区研究所他 中国側 東海、黄海研究所 研究課題 平成2～7年 魚種名統合作業 平成8～10年 主要魚種の生物特性と調査手法の統合

新日韓、日中漁業協定下での科学的枠組み及び現在までの状況

事項	日中漁業協定	日韓漁業協定
<p>協定上共同委員会を取り扱うこととされている科学関係の事項</p>	<p>各締約国が自国の非他の経済水域内における相手国の漁獲割当量等を決定する際資源状況等を考慮することとして行われる。(協定第3条)</p> <p>両締約国が暫定措置水域において海洋生物資源が過度の開発によって脅かされなことを確保するため、共同委員会において決定すべき適当な保存管理措置(第7条の2)</p> <p>漁業に関する科学的研究及び海洋生物資源の保存のための協力(第10条)</p> <p>両締約国間の漁業についての協力に関する事項(第11条の2)</p>	<p>同左(協定第3条)</p> <p>同左(第12条の5、付属書I)</p> <p>統計学的な情報等の交換を含む海洋生物資源の合理的な保存管理及び最適利用に関する協力(第10条)</p> <p>海洋生物資源の実態に関する事項(第12条の4)</p> <p>同左(第12条の4)</p>
<p>科学関係事項を取り扱う協定上の専門機関</p>	<p>協定上特段の規定はなく共同委員会の枠内で取り扱われる。(第11条)</p>	<p>同左(第12条)</p>
<p>現在までの状況</p>	<p>日本側は、第1回共同委員会において資源状態を把握するための資源小委員会の設置を提案。</p> <p>中国側は小委員会を設置し、研究者の交流や資料交換を行うことに基本的に同意。最終的には研究機関と協議の上回答するとしている。</p> <p>従って、中国側の最終的合意があれば、今秋以降上記小委員会の開催が見込まれる。</p>	<p>日本側は第1回共同委員会において、漁業資源に關し専門的に協議するための専門機関の設置を提案。</p> <p>韓国側はこれまでのところ、資源調査はそれぞれの国が独自に実施すればよく、専門機関の設置は時期早尚であるとしている。</p> <p>このため、資源問題の実質的協議は現在のところ開始されていない。</p>

事項	日中漁業関係	日韓漁業関係
科学関係を取り扱う下部機構の設置	資源問題を取り扱う小委員会の設置にはほぼ合意しており協議の内容等につき具体的提案を準備する必要がある。 なお、小委員会とは別に科学者間のシンポジウム等の実施を提案。	専門的機関の設置にこれまで消極的であるが、今後新協定の定着の伴い前向きな対応が期待される。
下部機構の構成	水研研究者を中心とし水産庁関係課を加えた構成	同左
協議の対象となる水域	協定上は協定水域全体が対象となり得る。 実質的にはこれまでの協議で資源の保存管理措置に合意が得られていない暫定措置水域が検討の中心になる。	同左
協議の対象となる資源	協定上は協定水域全体に分布する資源が対象となり得る。 実質的には暫定措置水域に分布する資源を検討の中心とする。	同左（なお、底魚類についてはベニズワイガニ以外に同一水域に分布の中心を持つ資源はほとんどなく、協議は浮魚類が中心となると考えられる）。
漁獲データの交換	暫定措置水域における中国側漁獲データの提供を求める必要があるが、使用可能なデータは期待できない。 このため日本水域での中国船漁獲データを活用しつつ、暫定水域以西については中国側データに依存しない評価方法を採らざるを得ない。	暫定措置水域における韓国側漁獲データの提供を求める必要がある。
共同調査船調査	中国側は日本側の調査船による共同調査を期待していると考えられる。日本側としては暫定措置水域及び中国側水域での日本側調査船による共同調査に前向きに対応する必要があり、この場合受け入れ態勢を考慮しつつ計画的に実施することとする。	韓国側は暫定措置水域での規制措置の強化につながる可能性のある共同調査には消極的。 日本側として韓国水域で調査が可能であれば共同調査の実施にメリットがある。
相手国水域での調査船調査	資源調査に関する調査申請手続きが明らかとなっておらずこれを明確とする必要がある。 中国側は、中国水域での日本側調査の実施の条件として、科学オプザバーの乗船を求める可能性が高い。	資源調査に関しては許可申請手続きが明確となっており申請は可能。

取締状況と海面利用の変化

九州漁業調整事務所
漁業監督課
古屋 廣一

取締りの現状

1. 取締体制

(1) 取締船

水産庁取締船は官船6隻、用船32隻で対応している。

用船は民間の取締船を乗組員を含め周年チャーターしており、大半が499トンクラスで占められている。このクラスは最近6年間で16隻の新船建造が行われ、全船15ノット以上出る新鋭船となっている。

年間行動日数は240日で、通常一航海9～10日、年間約25～27航海となっている。

漁業監督官は本庁、及び全国6カ所にある漁業調整事務所（札幌、仙台、新潟、神戸、境港、福岡）、並びに沖縄総合事務局職員の約60名で、行政経験の豊富な40代～50代の職員が対応している。

(2) 航空機

単発機、双発機、ジェット機の民間航空機を乗務員を含めてチャーターしている。

航空機には機長、整備士等2～4名、漁業監督官1名が搭乗し、一日4～5時間、昼間のみ、洋上での飛行取締りを行っている。

飛行取締中、違反漁船、外国漁船等を認めた場合はビデオ、写真撮影を行い、付近海域を行動中の取締船と無線電話で連絡を取り合い、連携しながら行動している。

2. 取締活動

(1) 取締海域

九州漁業調整事務所の管轄海域は、瀬戸内海を除く山口県～鹿児島県沖の九州一円の沖合海域となっている。

重点海域は外国漁船が集中する対馬、五島周辺海域の我が国排他的経済水域（以下、「我が国EZ」という）としており、この海域の行動日数は全体の9割以上になり、残りを日向灘、屋久沖、奄美周辺海域での国内漁船の取締りを行っている。

通常はこの海域を官船1隻、用船8隻で対応しているが、昨年と今年は新日韓、新日中漁業協定が発効したことにより、最重点取締海域として位置づけ、官船4隻、用船2隻を追加し、取締りを強化している。

(2) 取締実績

①韓国漁船

九州北西海域で視認される外国漁船は別添資料「九州北西海域で視認される外国漁船」のとおり、地理的に近い韓国漁船が多く認められる。

●視認状況

95年から今年の6月までの視認状況をみると、旧協定時に多数認められた小型トロール漁船が、新協定が締結された1999年以降激減している。

新協定締結後、我が国EZ内では、延縄、まき網、底びき網漁船が多く視認されている。

今年延縄漁船が急増したのは6月に男女群島南西沖で連日30隻以上の集団操業が継続的に見られたためである。これは新日中漁業協定締結に伴い、この海域に取締船を集中配備したこと、及び付近海域で操業する中国底びき網漁船がいなくなっ

たことが要因と思われる。

協定締結前後の98年と99年の視認隻数を漁区別分布で見ると、旧協定時対馬周辺海域で一漁区あたり600隻以上視認されたが、新協定後は100隻以下と激減している。

●違反状況

旧協定時の違反操業を漁業種類別に見ると、その殆どが大型及び中型トロール漁船で、禁止区域内操業が大半であった。

旧協定時の違反漁船の対応は、日本側に取締権が無いため、韓国指導船に取締りを要請するに留まり、白昼、堂々と禁止区域内での違反操業が繰り返された。

また大型トロール漁船は当初は禁止区域内での違反操業が主であったが、船名を漁網等で隠蔽し、我が国いかつり漁船、延縄漁船、しいら漬漁具へ漁具被害を与えるなど、次第に悪質化していった。

新協定発効後は、我が国EZ内で操業する許可船に対し、官船主体に立入検査を行い、重大な違反（例えば、許可証不携帯等）が認められた場合は、即座に検挙している。

軽微な違反については警告書を手交し、再度同様な違反が認められた場合は検挙する方針で対処している。

②中国漁船

●視認状況

1995年から今年6月までの中国漁船の視認状況を見ると、大型底びき網漁船が殆どを占めている。

この漁船は毎年10月から翌年2月頃まで、対馬南西沖で中層のタチウオや、スルメイカを狙って、100組、200組の集団で操業する2そうびきで、船籍は大連、石島、上海、舟山等である。

本年3月に視認隻数が増加しているのは、中型トロール漁船が増えたためである。この漁船は全船浙江省船籍で、今まで対馬周辺海域では全く見られなかったが、本年3月から対馬周辺海域で連日50隻～100隻と多く認められた。

新協定締結後の本年6月以降は、我が国EZ内では協定発効当日に数隻認められた以外は認めていない。

中国漁船視認状況を漁区別分布で見ると、昨年は対馬南西沖で集中して視認されたが、今年は中型トロール漁船の急増により、対馬東沖で増加している。

●違反状況

旧協定時は対馬周辺海域は協定対象外海域と位置づけられ、大型底びき網漁船（2そうびき）の我が国底びき網禁止区域内での操業に対しては、操業自粛要請に留まった。

新協定締結後は、締結早々操業区域外操業で大型底びき網漁船1組を検挙した。

③台湾漁船

●視認状況

漁業種類は、さんご漁船が殆どで、五島周辺海域で多く認められる。

台湾漁船の取り扱いについては、現在政府間協定が無く、海上保安庁と水産庁との協議の基、領海以外の操業については警告退去とすることとしている。

現場の取締りでは、取締船が近づくと漁具を揚げて逃走するものの、いなくなると戻ってきて操業するといった状況で、対応に苦慮している。

なお、新日中協定締結後は、我が国EZ内では認めていない。

漁区別分布を見ると、五島西沖から対馬南沖にかけてさんご漁船が、男女群島周辺でトロール漁船が視認されている。

水産庁漁業取締船

平成12年7月現在

官 船

船 級	隻 数	船 速	乗組員	行動海域
2000トン	1	15(ノット)	36	外洋、九州北西
1200トン	1	15	33	外洋、九州北西
499トン	3	15	20～23	九州北西
97トン	1	26	13	瀬戸内海
合 計	6隻		148名	

用 船

船 級	隻 数	船 速	乗組員	行動海域
900トン	2	15(ノット)	17～18	外洋
700トン	2	14	15～16	外洋、北海道
499トン	24	11～15	13～14	外洋、各県沖合
349トン	1	14	13	外洋
185トン	1	13	11	山陰沖
39～62トン	2	12～33	6	有明、瀬戸内
合 計	32隻		425名	

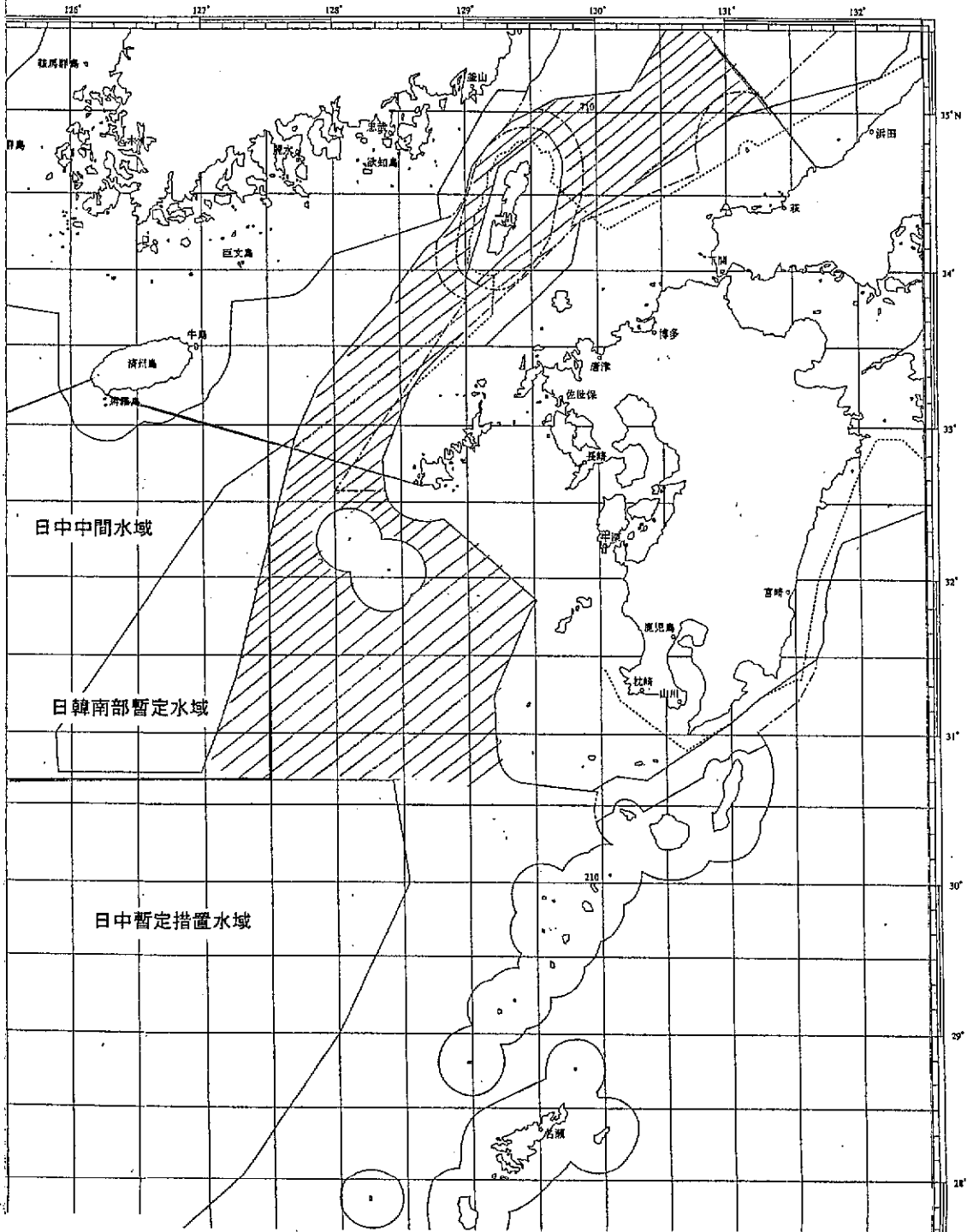
航空取締飛行実績及び計画

単位:時間

	単発機	双発機	ジェット機	合計
1998年	134 (36)	357 (153)	0 (0)	491 (189)
1999年	132 (36)	357 (153)	88 (36)	577 (225)
2000年	48 (0)	500 (260)	120 (0)	668 (260)

()は九州漁業調整事務所割当分

九州漁業調整事務所所属取締船 主行動海域図



九州北西海域で視認される外国漁船

九州漁業調整事務所

1. 韓国漁船

漁船種類	総トン数	船型、船質	漁獲物	日本EZ許可隻数	主漁場
大型トロール漁船	140～180	スターン型、鋼船	底物(タイ類、カレイ類、イカ他)	84隻	韓国南東沖、東シナ海
中型トロール漁船	20～40	木造船	底物(タイ類、カレイ類、イカ他)	無し	韓国南東沖、東シナ海
小型トロール漁船	5～15	木造船	底物(タイ類、カレイ類、イカ他)	無し	韓国南東沖
底びき網漁船	40～80	かけまわし、鋼船	底物(タイ類、カレイ類、イカ他)	20隻	韓国南東沖、東シナ海
大型まき網漁船	116～150	鋼船	アジ、サバ、イワシ他	34統	济州島周辺～対馬周辺
あなご筒漁船	20～70	木造船	アナゴ	26隻	韓国南東沖、対馬周辺
延縄漁船	10～50	木造船	アマダイ、アナゴ、タチウオ	374隻	韓国南東沖、対馬周辺
いかつり漁船	13～150	木造船、FRP	スルメイカ	454隻	対馬周辺、日本海
刺網漁船	15～50	木造船	タイ類、カレイ類	19隻	五島西沖～東シナ海
籠漁船	70～80	鋼船、木造船	カニ類	37隻	東シナ海

2. 中国漁船

大型底びき網漁船	100～260	2そうびき、鋼船	底物(タイ類、カレイ類、イカ他)	800隻	東シナ海、対馬周辺
中型トロール漁船	50～100	木造船、スターン型	底物(タイ類、カレイ類、イカ他)		東シナ海、対馬周辺
いかつり漁船	100～260	スターン型	スルメイカ	322隻	日本海、太平洋
刺網漁船	50～80	木造船	タイ類、カレイ類	無し	東シナ海、男女群島沖

3. 台湾漁船

さんご漁船	30～50	木造船	サンゴ	無し	東シナ海、五島西沖
トロール漁船	50～150	鋼船、スターン型	底物(タイ類、カレイ類、イカ他)	無し	東シナ海、五島西沖

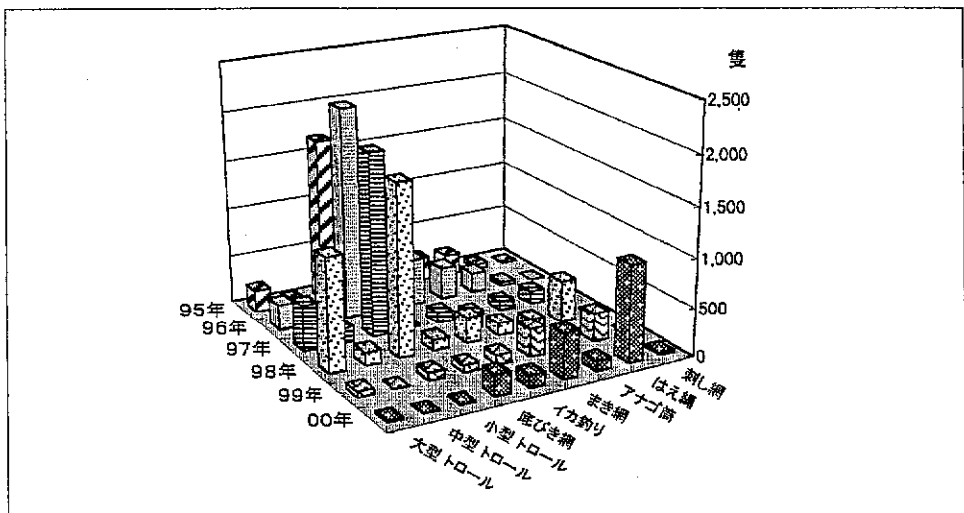
九州北西海域における韓国漁船視認隻数

	大型 トロール	中型 トロール	小型 トロール	底びき網	イカ釣り	まき網	アナゴ筒	はえ縄	刺し網	計
1995年	229	57	1,679	89	185	241	214	44	0	2,738
1996年	277	66	2,155	71	486	329	206	39	1	3,630
1997年	479	146	1,872	30	112	35	89	133	10	2,906

1998年	大型 トロール	中型 トロール	小型 トロール	底びき網	イカ釣り	まき網	アナゴ筒	はえ縄	刺し網	計
1月	39	5	160	0	10	0	0	39	1	254
2月	3	1	95	4	6	13	1	46	0	169
3月	287	3	168	5	0	39	6	3	0	511
4月	147	4	95	18	1	70	15	4	1	355
5月	95	15	167	0	3	2	3	6	0	291
6月	253	15	36	19	0	0	15	20	0	358
7月	126	5	65	5	0	0	20	0	0	221
8月	48	19	142	8	0	1	16	2	0	236
9月	51	16	434	8	1	0	17	1	0	528
10月	77	12	115	3	227	2	0	24	0	460
11月	25	31	152	0	10	0	2	83	2	305
12月	8	7	119	36	9	0	2	209	0	390
計	1,159	133	1,748	106	267	127	97	437	4	4,078

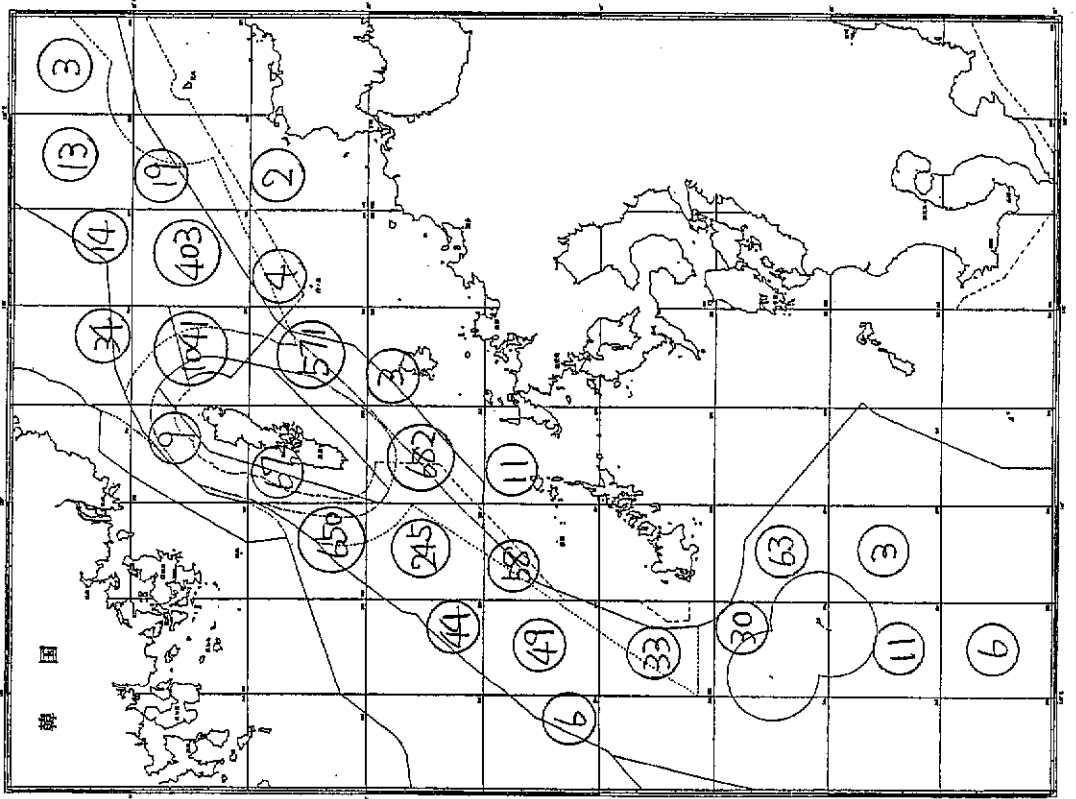
1999年	大型 トロール	中型 トロール	小型 トロール	底びき網	イカ釣り	まき網	アナゴ筒	はえ縄	刺し網	計
1月	11	0	46	3	13	0	0	0	0	73
2月	20	0	2	0	7	0	3	30	1	63
3月	19	0	29	17	0	61	0	64	0	190
4月	5	0	0	2	0	98	0	23	0	128
5月	0	0	0	1	0	102	1	2	0	106
6月	0	0	0	0	0	8	0	3	0	11
7月	0	0	2	0	15	0	4	0	2	23
8月	0	0	1	0	54	3	8	1	0	67
9月	0	0	0	15	0	0	24	3	0	42
10月	0	0	0	10	3	1	13	0	0	27
11月	0	0	0	13	1	4	16	47	0	81
12月	0	0	0	10	1	0	13	125	0	149
計	55	0	80	71	94	277	82	298	3	960

2000年	大型 トロール	中型 トロール	小型 トロール	底びき網	イカ釣り	まき網	アナゴ筒	はえ縄	刺し網	計
1月	0	0	0	14	8	28	23	148	0	221
2月	11	0	1	16	38	94	17	34	0	211
3月	8	0	0	29	1	117	2	40	0	197
4月	0	0	0	5	0	114	5	37	4	165
5月	0	0	0	119	1	53	7	35	19	234
6月	0	0	4	27	75	46	47	704	4	907
計	19	0	5	210	123	452	101	998	27	1,935

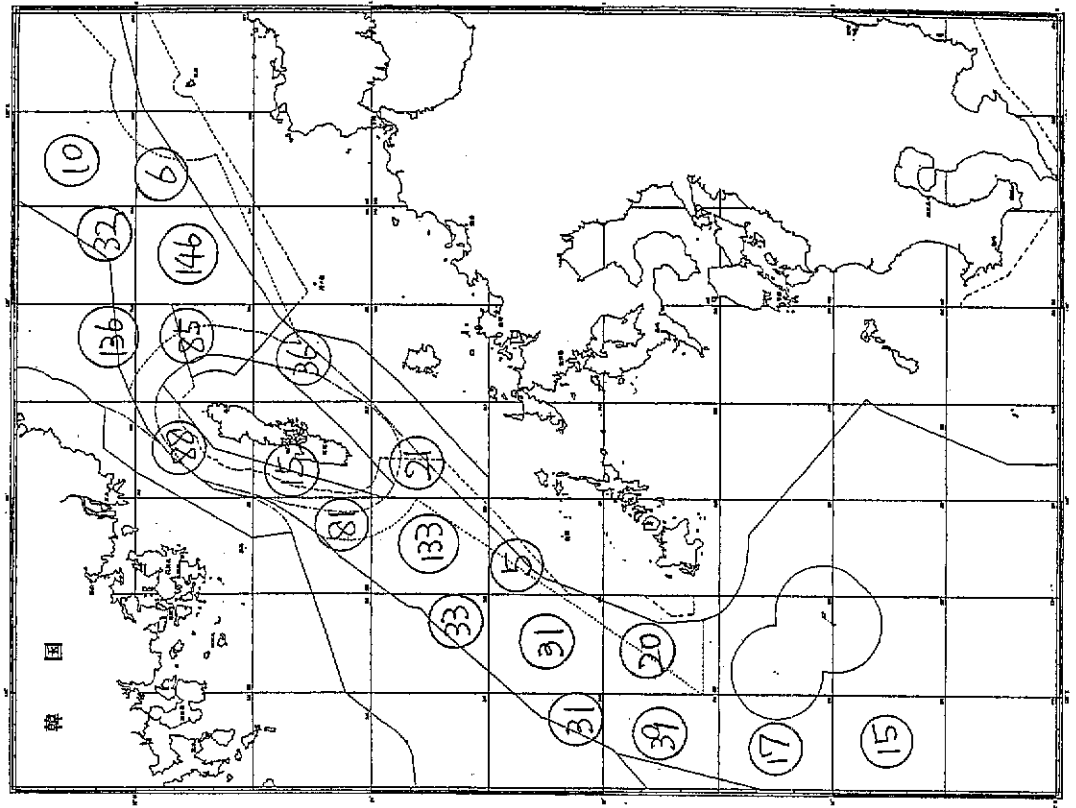


韩国渔船视察状况 (渔区别分布图)

1998年



1999年



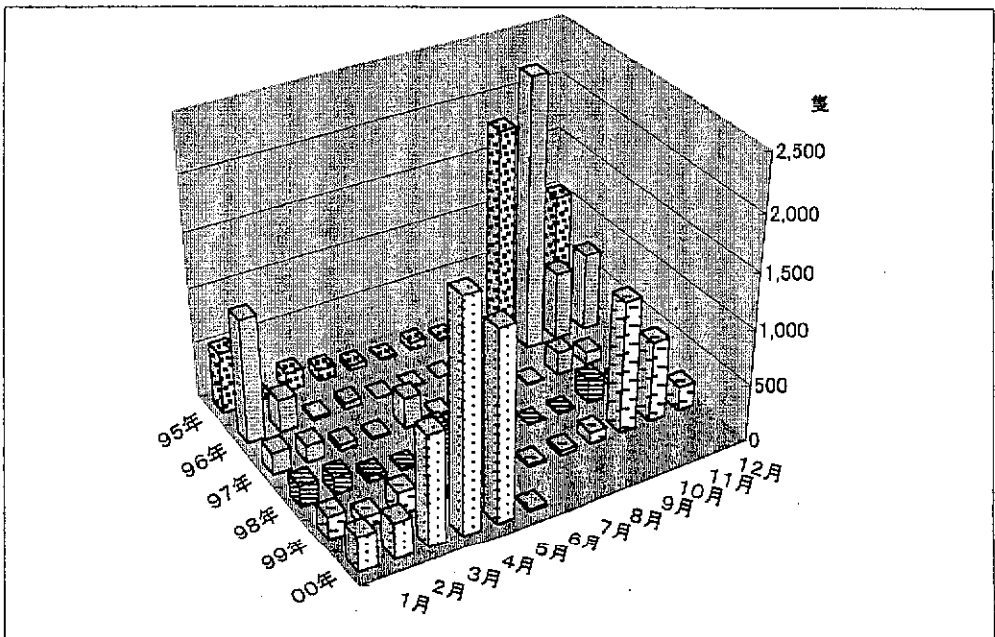
九州北西海域における中国漁船視認隻数

単位:隻(底びき網、まき網は統)

	底びき網	まき網	トロール	いかつり	刺し網	計
1995年	1,436	0	10	56	101	1,603
1996年	3,965	6	2	206	0	4,179
1997年	5,362	1	2	38	34	5,437
1998年	1,034	0	10	44	51	1,139

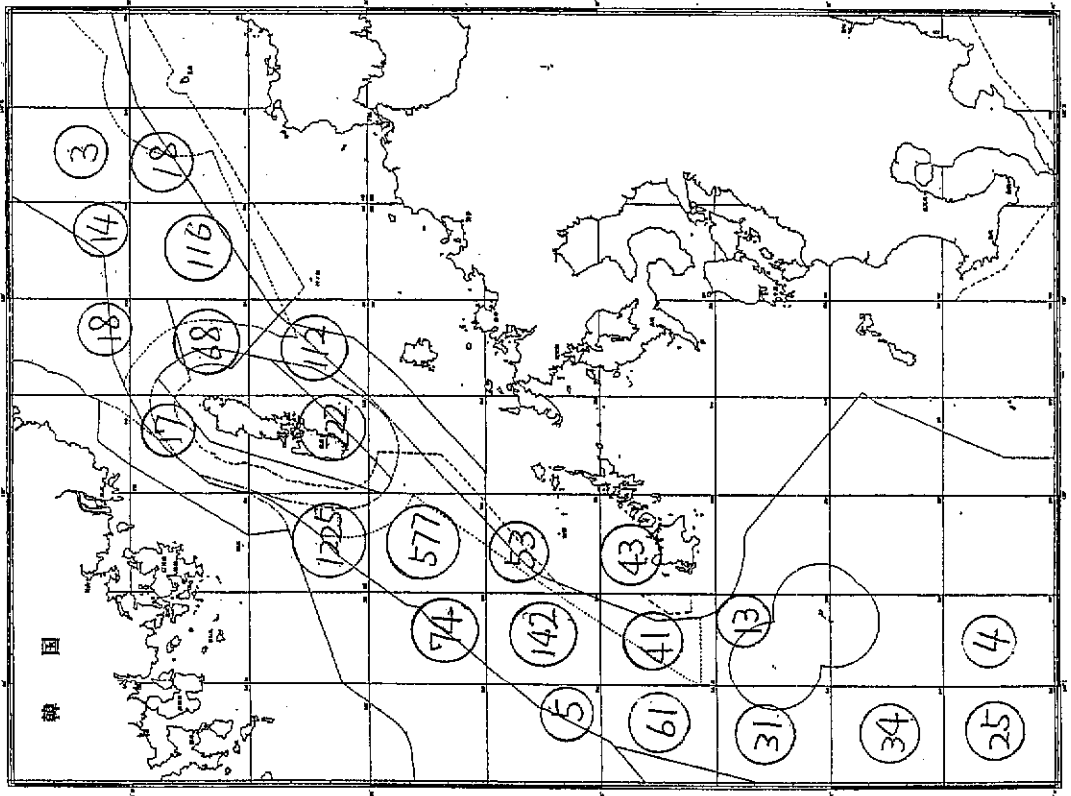
1999年	底びき網	まき網	トロール	いかつり	刺し網	計
1月	63	0	0	134	15	212
2月	89	0	6	0	0	95
3月	158	0	39	0	4	201
4月	56	10	12	0	17	95
5月	146	0	1	0	38	185
6月	251	0	0	5	0	256
7月	0	0	3	0	20	23
8月	0	0	18	1	19	38
9月	92	0	0	6	0	98
10月	1,068	0	100	4	8	1,180
11月	434	0	204	1	81	720
12月	90	0	56	10	57	213
計	2,447	10	439	161	259	3,316

2000年	底びき網	まき網	トロール	いかつり	刺し網	計
1月	317	0	0	25	0	342
2月	350	0	0	0	0	350
3月	277	0	716	0	0	993
4月	253	0	1,752	10	8	2,023
5月	271	0	1,389	0	7	1,667
6月	1	0	18	2	0	21
計	1,469	0	3,875	37	15	5,396

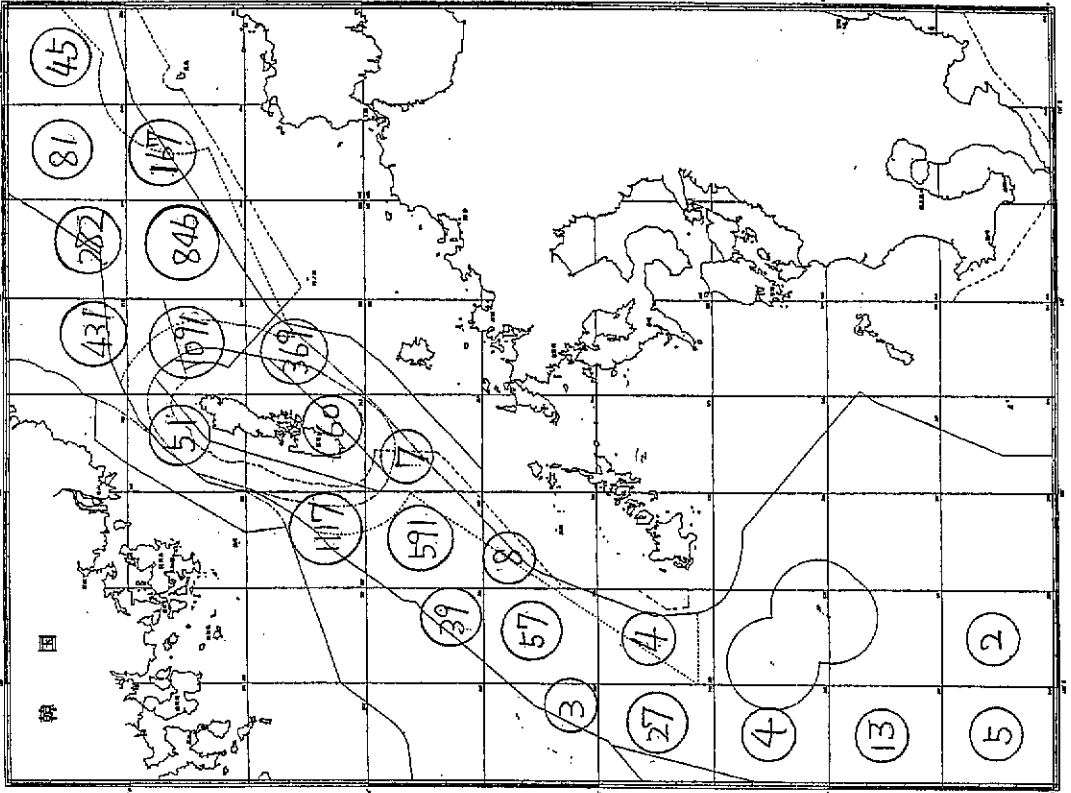


中国漁船視認状況 (漁区別分布図)

1999年



2000年 (1月~6月)

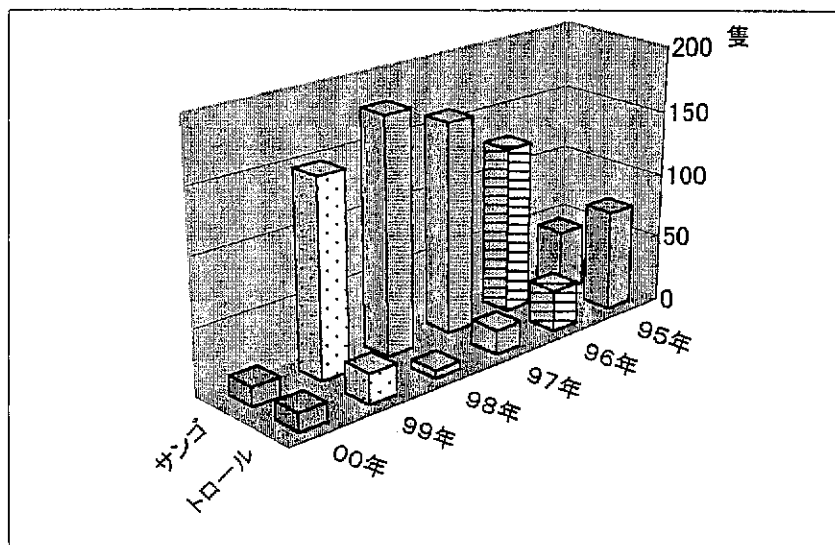


九州北西海域における台湾漁船視認隻数

	トロール	サンゴ	計
1995年	76	46	122
1996年	31	128	159
1997年	18	161	179
1998年	6	179	185

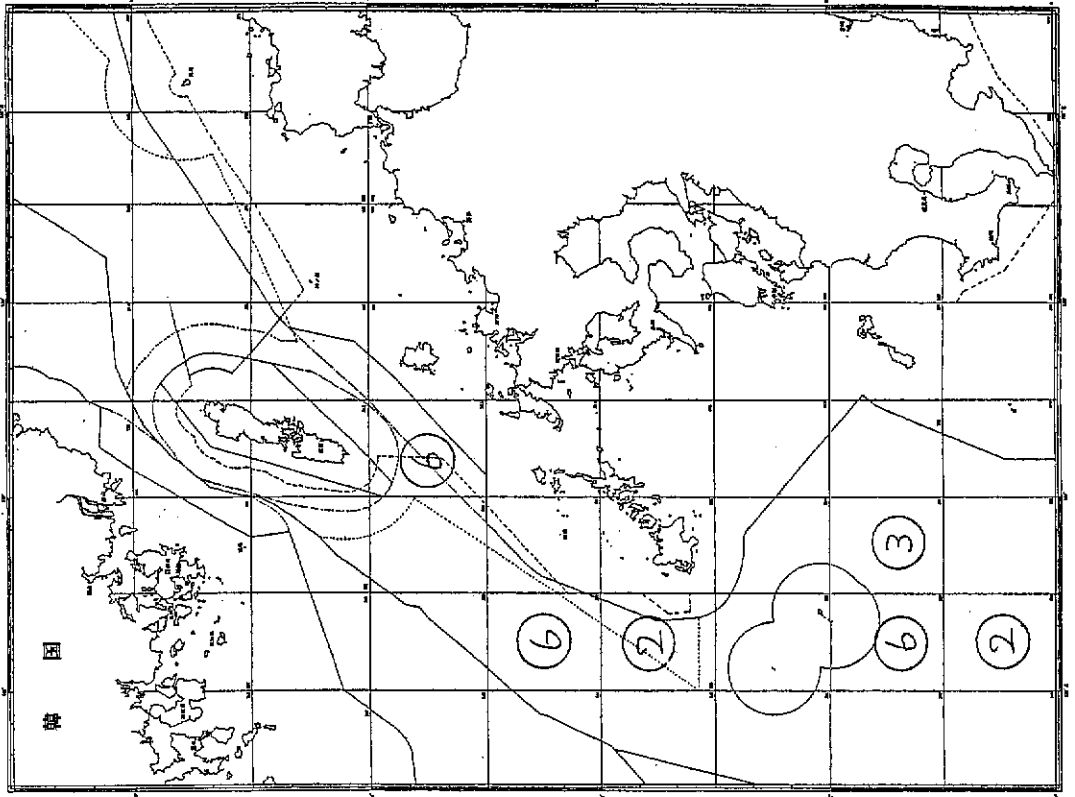
1999年	トロール	サンゴ	計
1月	0	0	0
2月	2	0	2
3月	2	19	21
4月	1	3	4
5月	2	7	9
6月	0	0	0
7月	0	0	0
8月	0	0	0
9月	0	0	0
10月	14	0	14
11月	2	76	78
12月	0	43	43
計	23	148	171

2000年	トロール	サンゴ	計
1月	0	6	6
2月	1	0	1
3月	0	7	7
4月	2	2	4
5月	11	0	11
6月	0	0	0
計	14	15	29

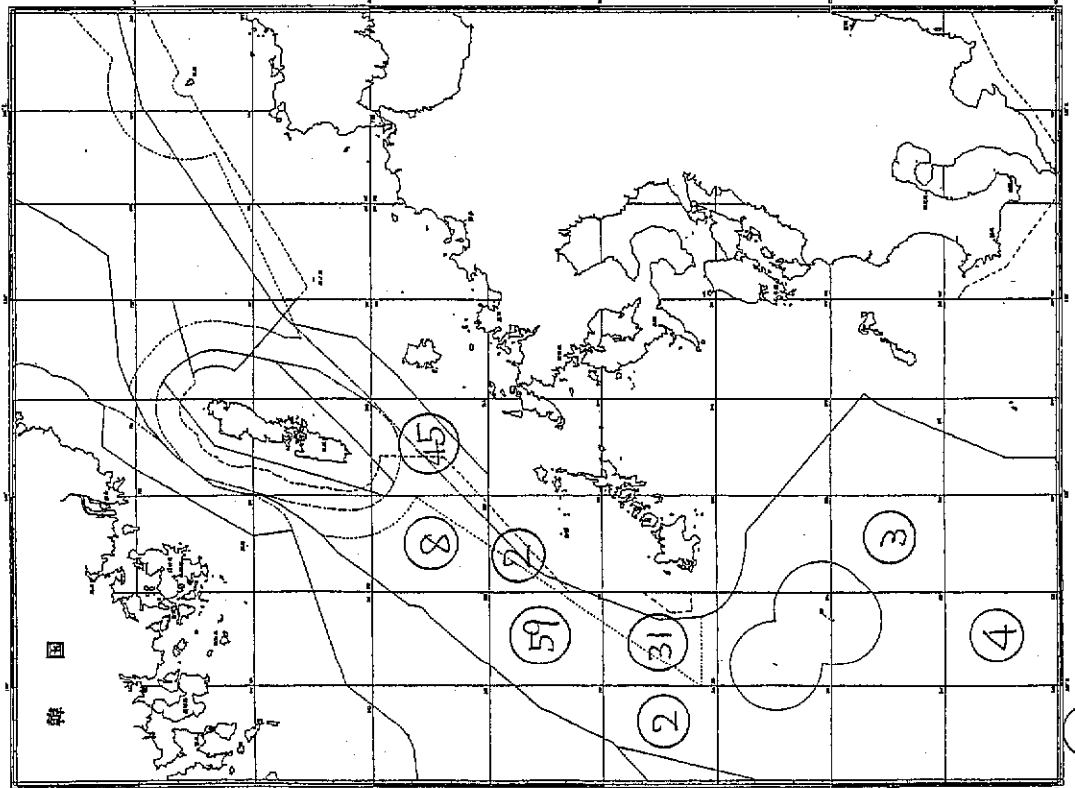


台湾漁船視認状況（漁区別分布図）

2000年（1月～6月）



1999年



6 7 1 3